

総務庁長官 中山 正暉 殿

統計審議会会長 中村 隆英

### 諮問第247号の答申

#### 平成 8 年に実施される通商産業省企業活動基本調査の計画について

通商産業省企業活動基本調査（指定統計第118号を作成するための調査。以下「企業活動基本調査」という。）は、企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として平成 4 年及び平成 7 年に実施されており、8 年以降は、諮問第 245号の答申「平成 7 年に実施される通商産業省企業活動基本調査の計画について」（以下「平成 7 年調査計画について」という。）に基づき、毎年実施することとしている。

調査の毎年実施に当たっては、「平成 7 年調査計画について」において、①毎年継続的に把握すべき事項と周期的に把握すべき事項の整理など調査事項の意義付けの明確化、②経済情勢の変動に応じた調査事項の見直し、③記入者負担の軽減及び④調査結果の総合的活用に留意しつつ、調査事項の在り方を再検討するよう求めている。

平成 8 年に実施される企業活動基本調査の計画では、「平成 7 年調査計画について」を踏まえ、調査事項の在り方を見直した上で実施するなどの措置を講ずることとしている。

本審議会は、企業活動基本調査の重要性にかんがみ、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」を踏まえ、今回の調査計画全般にわたって慎重に審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

#### 記

##### 1 調査事項の在り方の再検討について

###### (1) 毎年調査事項と周期調査事項の整理など調査事項の意義付けの明確化

今回、毎年継続的に把握すべき調査事項と周期的に把握すべき調査事項とを整理した上で、毎年調査事項について調査を実施することとしている。すなわち、前回調査における調査事項のうち、事業組織、資産、投資、事業内容等企業の経営戦略が直接的に反映され、変化の著しい企業活動の実態を的確に示す指標となる事項については毎年調査事項として今回の調査を実施し、構造的な事項などそれ以外の事項については周期（3年）調査事項とすることとしており、これは、「平成 7 年調査計画について」の趣旨及び本調査の目的に照らしておおむね妥当と認められる。

なお、このことについては、前回の調査結果と平成 4 年の調査結果との比較などの時系列比較等を踏まえ、必要に応じて見直す必要がある。

###### (2) 経済情勢の変動に応じた調査事項の見直し

今回、産業の空洞化などの状況を把握することを目的として、企業と海外子会社の

活動を付加価値ベースで比較できるようにするため、また、企業の設備調達活動のリース化に対応するため、所要の調査事項を追加することとしており、これは、企業活動の動向の的確な把握及び国際化への対応を図る観点からみて、おおむね妥当と認められる。

その他、有形固定資産関係項目について、現在の企業構造の変化を的確にとらえるためには、有形固定資産の総体を把握するだけでは不十分であることから、その内訳として土地を特掲する必要がある。

なお、調査事項については、今後とも経済情勢の変化、企業活動の動向等を踏まえ、適宜見直す必要がある。

### (3) 記入者負担の軽減

今回、前回調査結果及び他の調査の調査事項を利活用することにより把握できる調査事項は削除するとともに、親会社の名称・所在地については、前回調査結果と比して変更があった場合にのみ記入することとするなどの措置を講ずることとしており、記入者負担の軽減を図る観点からみて、妥当と認められる。

なお、企業活動基本調査が郵送調査であることにかんがみ、調査実施事務の効率化及び記入者負担軽減の観点から、プレプリント方式の導入について、今後、コスト及び技術的側面に配慮しつつ、検討する必要がある。

### (4) 関連統計調査間での調査結果の総合的活用

前回の調査事項である「海外子会社の従業者、売上・仕入れの状況」は、今回の調査においては、海外事業活動基本調査（承認統計調査）の結果を利用することにより削除することとしており、妥当と認められる。

また、企業活動基本調査と工業統計調査（指定統計第10号を作成するための調査）等通商産業省所管の主要な統計調査との一元的な名簿管理及びデータ・リンケージを検討することとしており、同省における関連統計調査の総合的な分析を行う観点からみて、妥当と認められる。

## 2 集計及び公表について

集計及び公表については、調査結果の有効活用を図る観点から、企業構造の変化を的確に把握するための集計内容を充実するとともに、生産技術面などの国際競争力の推計等データ分析の充実を図る必要がある。また、企業に関するパネルデータ（同一企業を継続的に調査して得られるデータ）の整備及びその分析手法の確立について検討する必要がある。

## 3 今後の課題

「平成7年調査計画について」において中期的課題とされた、①サービス業及び飲食店に属する事業所を有する企業を調査対象に含めること、②工業実態基本調査及び商業実態基本調査について、調査の在り方等を見直し、企業活動基本調査との連携の上、平成10年から実施に移すことについては、引き続き検討を進め、早急に結論を得る必要がある。

なお、各省庁においては、各産業を通じた企業活動の横断的な実態把握が体系的に可

能となるよう、企業活動基本調査の調査結果を参考として、企業関係統計の整備について検討する必要がある。

また、前記 1 - (4) に述べた一元的な名簿管理を行うに当たっては、現在、総務庁が検討を進めている企業・事業所フレーム（仮称）の整備の基本的方向を踏まえ、関係省庁間での有機的連携を図る必要がある。